

(参考) 平成30年度 特養「山水荘」利用の個人負担金額表(目安)

(30日当りの計算)

- (1) 第7期(平成30-31-32年度の3カ年)介護保険事業計画による
 (2) 2割負担は、平成27年8月1日から施行
 (3) 3割負担は、平成30年8月1日から施行

※ 多床室(4人部屋)の場合

(介護福祉施設サービス)
 (介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
 (入所定員 30人以上)

① ② ③ (①)+(②)+(③)

平成30年4月2日(月)現在

要介護度	介護サービス費 (1日当り:基本額: 基本報酬額)		各種の加算項目 (1日当り)					小計 ①(円)	(1ヵ月当り) 介護報酬 加算 ②(円)	加算改善加 算率 (8.3%) ③(円) (①×30日)× ③×8.3%	1ヵ月当り (30日)の 料金 (円)	利用者の負担段階 (所得による)		食費 (1日当り: 負担額 度額) ④(円)	居住費 (1日当り: 負担額 度額) ⑤(円)	1ヵ月当り(30 日)の料金 (食費+居住 費) ⑥(円) ④+⑤	預り金 (1ヵ月当 り:定額) ⑦(円)	1ヵ月当り(30 日)の利用料 金 ⑧(円)	利用者負担段階 (所得による区分、対象者)
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	第1段階					第2段階							
要介護 1	1割負担	557	36	14	0	0	22	629	30	1,569	20,469	第1段階	1割負担	300	0	9,000	1,500	30,969	世帯の全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。生活保護を受給している方。
	2割負担	1,114	72	28	0	0	44	1,258	60	3,137	40,937	第2段階	1割負担	390	370	22,800	1,500	44,769	世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。
	3割負担	1,671	108	42	0	0	66	1,887	90	4,706	61,406	第3段階	1割負担	650	370	30,600	1,500	52,589	世帯の全員が市民税非課税で、上記第2段階以外の方。 ※非課税年金(遺族年金と障害年金等)
要介護 2	1割負担	625	36	14	0	0	22	697	30	1,738	22,678	第4段階	2割負担	1,500	840	70,200	1,500	112,637	上記以外の方。 ※第4段階は、負担限度額なし
	2割負担	1,250	72	28	0	0	44	1,394	60	3,476	45,356	第1段階	1割負担	300	0	9,000	1,500	33,178	世帯の全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。生活保護を受給している方。
	3割負担	1,875	108	42	0	0	66	2,091	90	5,214	68,034	第2段階	1割負担	390	370	22,800	1,500	46,978	世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。
要介護 3	1割負担	695	36	14	0	0	22	767	30	1,912	24,952	第3段階	1割負担	650	370	30,600	1,500	54,778	世帯の全員が市民税非課税で、上記第2段階以外の方。 ※非課税年金(遺族年金と障害年金等)
	2割負担	1,390	72	28	0	0	44	1,534	60	3,825	49,905	第4段階	2割負担	1,500	840	70,200	1,500	94,378	上記以外の方。 ※第4段階は、負担限度額なし
	3割負担	2,085	108	42	0	0	66	2,301	90	5,737	74,857	第1段階	1割負担	300	0	9,000	1,500	37,452	世帯の全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。生活保護を受給している方。
要介護 4	1割負担	763	36	14	0	0	22	835	30	2,082	27,182	第2段階	1割負担	390	370	22,800	1,500	49,252	世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。
	2割負担	1,526	72	28	0	0	44	1,626	60	4,054	52,894	第3段階	1割負担	650	370	30,600	1,500	57,052	世帯の全員が市民税非課税で、上記第2段階以外の方。 ※非課税年金(遺族年金と障害年金等)
	3割負担	2,289	108	42	0	0	66	2,505	90	6,245	81,485	第4段階	2割負担	1,500	840	70,200	1,500	96,852	上記以外の方。 ※第4段階は、負担限度額なし
要介護 5	1割負担	829	36	14	0	0	22	901	30	2,246	29,306	第1段階	1割負担	300	0	9,000	1,500	37,806	世帯の全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。生活保護を受給している方。
	2割負担	1,658	72	28	0	0	44	1,758	60	4,382	57,182	第2段階	1割負担	390	370	22,800	1,500	53,606	世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。
	3割負担	2,487	108	42	0	0	66	2,703	90	6,738	87,918	第3段階	1割負担	650	370	30,600	1,500	61,406	世帯の全員が市民税非課税で、上記第2段階以外の方。 ※非課税年金(遺族年金と障害年金等)
												第4段階	2割負担	1,500	840	70,200	1,500	101,006	上記以外の方。 ※第4段階は、負担限度額なし
												第4段階	3割負担	1,500	840	70,200	1,500	129,882	上記以外の方。 ※第4段階は、負担限度額なし
												第4段階	3割負担	1,500	840	70,200	1,500	159,618	上記以外の方。 ※第4段階は、負担限度額なし

※ 「基準費用額」は、国が定めた「食費」、「居住費(滞在費)」の標準的な額……負担限度額(食費+居住費)

(円) ※介護報酬改定基本料金

※ 第4段階の食費(1日)=1,500円(朝食300円、昼食780円、夕食420円)……各食事を提供した分のみ。

- (1) 「介護職員処遇改善加算」として、1ヵ月につき、所定単位数の8.3%が加算されます。
 (2) 別に、「初期加算」として、入所日から30日以内の期間に加算されます。(1日 30単位)
 (3) 別に、「外泊時加算」として、居宅などへ外泊を認めた場合に加算されます。(1日 246単位、月6回限度。月をまたいで連続した場合は12日)
 (4) 通帳・金銭機関手続き・保険証等の保管管理として、「預り金 1ヵ月 1,500円」が加算されます。
 (5) オムツ代は、介護サービス費に含まれます。
 (6) 詳しい内容については、お問い合わせください。(電話 0786-82-3020)

(4) 日常生活費

① 医療費・薬代	実費	診察代・治療代・薬代(病院・診療所)
② 理髪代	1回 2,200円	理髪・顔剃りなど…月1回で希望者
③ 日常生活用品	実費	衣類・歯ブラシなど
④ 移動販売	実費	移動販売で、お菓子など購入した場合
⑤ 行事参加費	内容に応じて	行事に参加した場合の内容による

◆ 利用料金はどのくらいかかるか。

特別養護老人ホーム「山水荘」の利用料金(個人負担)は、次の方法に基づいて計算されます。

(1) 基本料金 (介護サービス費と各種加算の1割又は2割又は3割) + (2) 食費 + (3) 居住費 + (4) 日常生活費

※ 全ての世帯員について、前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額の合計額から施設の利用者負担の年間見込額

除いた額が80万円以下